

第81回(令和7年度第3回)札幌市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日時 令和7年10月28日 (火) 13時00分～14時25分

2 場所 札幌市公文書館3階講堂

3 議題

諮問事項の審議

【諮問第153号】市長（総務局行政部行政情報課）

- 著しく不適正な態様の公開請求への対応に係る札幌市情報公開条例の一部改正に関する事項について
- その他情報公開に関して審議が必要な事項について

4 出席者

(1) 委員(五十音順)

小倉 一志	金子 長雄	川久保 寛	津田 智成
徳満 直亮	光崎 聰	南 弘征	吉田 陽子

(2) 市の機関(諮問機関)及び事務局

総務局行政部長	永澤
総務局行政部行政情報課長	長尾
総務局行政部行政情報課情報公開担当係長	中山
総務局行政部行政情報課情報公開担当係	田村、平山

5 議事の概要

(1) 開会

(2) 諒問事項の審議

【諮問第153号】市長（総務局行政部行政情報課）

- 著しく不適正な態様の公開請求への対応に係る札幌市情報公開条例の一部改正に関する事項について
- その他情報公開に関して審議が必要な事項について

○ 市の機関から諮問内容の説明を受け、審議を行った。

○ 委員からの主な発言内容及び市の機関との質疑内容は、以下のとおり。

附属機関への諮問・報告等

- 資料2には、附属機関への諮問・報告等に関する制度について言及がないが、事務局としてこうした制度を想定していないということか。また、その理由について教えて欲しい。

→ 資料2は、諮問項目の中核となる部分について条文イメージを示したものである。資料作成に当たっては、附属機関への事前諮問等まで記載していないが、審議会において、このような制度を加えるべきというご意見等があれば、条文案に加えることになると考える。

行政情報課との事前協議等

- ・ 資料2の第2の運用のところで、拒否処分に当たって「行政情報課と協議」や「行政部と合議」と記載があるが、これはより慎重な判断が必要であるということを踏まえた取扱いか。
→ 現行においても、公開・非公開の判断について行政情報課との事前協議や合議を行っているので、拒否処分においても同様に取り扱う想定であり、委員からのご発言のとおり、慎重な判断が必要であることも踏まえての取扱いである。

内部委員会の設置

- ・ 附属機関に事前に諮問することは、日程調整などで難しいと思うので、市の内部で横断的な審査委員会を設置し、そこで事前に評価・判断する仕組みを作るということは考えられるのか。
→ 内部委員会のような仕組みは、できないことはないと思うが、諮問時点で想定しておらず、また、実施するとしても、どのような人員構成とするかなど、色々と検討・調整が必要であると思う。

請求拒否の要件等

- ・ 資料2で、「目的違反請求」として、①公文書を見る気がないのに行われた公開請求、②所管課の業務を妨害する目的で行われた公開請求、③所管課とトラブルになり報復のために行われた公開請求とあり、「カスタマーハラスメント請求」として、①請求者から市に対して行われた行為がカスタマーハラスメントに該当すること、②当該カスタマーハラスメントと当該公開請求の間に関連があることとの記載があるが、請求を拒否するためには、それぞれの要件を全て満たす必要があるのか。
→ 「目的違反請求」については、該当する具体例を列記しており、いずれかに該当すれば良い。「カスタマーハラスメント請求」については、該当要件を示しており、①及び②の2つの要件をいずれも満たす必要がある。

不利益処分に関する記載

- ・ 資料2の12~13ページの不利益処分や意見陳述に関する記載は、改正後のハンドブックに掲載する予定か。
→ 当該部分は、本日の審議会における説明用に記載したものであり、実際のハンドブックに記載することは想定していない。
- ・ 弁明の機会の付与は、「原則」書面で実施するが例外もあるため、ハンドブックから当該部分（12~13ページ）を削るのであれば、弁明の機会は「原則」書面であることを記載した方が良いと思う。

目的違反請求に関する規定イメージ

- ・ 諮問項目1の目的違反請求の規定は、抽象的・包括的だという印象である。他都市の事例では、「権利濫用」という文言が使われていたり、そうでない場合、例えば、大田区では「目的違反」に加えて、第4条（利用者の責務）に反するとしたうえで、事前に審査会に諮問することとしている。ま

た、一宮市も、「不当な目的によることが明らか」と規定している。「権利濫用」などと規定することで、事務局が想定している事例に対応できなくなるおそれがあることは理解できるものの、一定の縛りが必要ではないかと感じている。

- ・ 改正案で単に「目的に反する」という文言にした理由は何か。
→ 条文の文言は必要最小限として、具体的な解釈については審査基準であるハンドブックに明記し、それを市民に公開することを想定している。また、大田区などの条文には、目的違反に加えて、第4条違反も規定されているが、第4条は「目的に即した請求をするよう努める」という内容であり、目的違反と内容が重複することから、改正案では第4条に触れていない。
- ・ 「目的に反する」という文言だけでは、請求者はどのようなものが該当するのか分からぬのではないか。
→ 今回示した〔趣旨及び解釈〕を記載したハンドブックは外部に公表するため、請求者は、市がどのような解釈に基づいて対応しているのか確認することが可能であると考えている。

目的違反請求とカスタマーハラスメント請求の関係

- ・ 目的違反請求とカスタマーハラスメント請求の関係はどのようにになっているのか。どちらかに該当すれば拒否の対象となるのか。両方に該当することもあるのか。
- ご認識のとおり。例えば、カスタマーハラスメント請求に該当していないても、目的違反請求が認められれば拒否することが可能であり、いずれかに該当すれば拒否することができる。また、事案によっては、両方に該当する場合も存在すると考えている。

請求拒否後の対応

- ・ 請求を拒否しても、拒否した根拠となる文書の公開を請求されるなど、延々と請求し続けられるおそれはないか。このような請求者からの請求に対処できる方策はないのか。
→ 直ちに請求を拒否することなどは難しいかもしれないが、請求がエスカレートしていくかカスタマーハラスメントとして対応することなどが可能な場合もあると考えている。
- ・ 一回、拒否された場合、当該請求者はブラックリストに載って、その後も請求を受け付けてもらえないのか。
→ 基本的に、請求は一つ一つ別個に取り扱うため、過去に拒否した請求者からの公開請求だからといって対応しないということはない。ただし、拒否の直後に、同様の請求を繰り返すなどの場合には、一連の請求を不適正なものとして拒否することはあり得る。

カスタマーハラスメントの規定

- ・ 条文案では、「公開請求は、次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない」として、第2号で「顧客等言動に該当する場合」となっており、公開請求そのものがカスタマーハラスメントである場合と言っている

ように見えるのだが、この規定ぶりで問題ないのか。

→ 当初は「カスタマーハラスメントの一環」という規定ぶりを想定しているが、内部で協議した結果、（カスタマーハラスメントについて「顧客等言動」という文言を使用し）「顧客等言動に該当する公開請求」について、請求者からカスタマーハラスメントを受けており、当該カスタマーハラスメントと公開請求との間に関連があるという要件を満たす場合をいうものであるとの解釈をハンドブックで示すこととして、現在の規定ぶりとなった。

公開決定の取消しに係る事前手続

- ・ 生活保護法では聴聞手続を適用除外とすることについて、ケースワークの過程で十分説明が行われていることを理由としているが、公開請求の取消しでは、取消しを行う前に予告や説明等を行う取扱いとするのか。
- 特段、予告等を行う運用とする予定はない。ただ、目的違反と判断するためには、それなりに証拠を積み上げる必要があり、その際、事情を確認するといったことは行われると思われる。

現行の取扱い

- ・ 今まででは、どんな理不尽な理由であっても、公開請求が来たら対応しなければならなかつたのか。
- （原則として理由を問わない制度のため）基本的には対応している。

改正後の運用に関する要望

- ・ 所管課の業務の妨害や報復を目的とした公開請求は受け入れられるものではなく、毅然と対応すべきであると思うが、実際の運用に当たっては、厳格な運用に重きを置いていただきたい。

公開請求対応の今後の展望

- ・ 公文書公開に係る作業やコストを削減することで、不必要に大量の文書の公開を求めるような、不適正な態様の公開請求に対して、職員の負荷を低減させていくという視点もあるのではないか。中長期的には、公文書をデジタル化して、作業を省力化するなどの対応を進めていくべきであると考える。

- 審議の結果、次回は答申素案の検討を行うことになった。

(3) 閉会